

株主議決権行使にかかるガイドライン

I. 基本的考え方

- (1) 運用受託機関(以下、「受託機関」という。)は、受託者責任の観点から、専ら受益者である国家公務員共済組合連合会(以下、「連合会」という。)の利益のために議決権を代理行使するものとする。
- (2) 受託機関は、議決権行使の基準について本ガイドラインに従うものとし、その趣旨に基づいて、各受託機関が具体的な運用基準を定めるものとする。
- (3) 受託機関は、議決権行使の判断を株主利益が長期的に最大化されるか否かの観点から行うものとし、特定の社会的・政治的問題を解決する手段として利用してはならない。ただし、中長期的な企業価値向上に資するサステナビリティ(ESG 要素を含む)を適切に考慮することは認められる。
- (4) 受託機関は、運用を受託しているすべての株式について議決権を行使するものとし、放棄又は棄権してはならない。ただし、親会社株式等議決権行使を放棄又は棄権する旨事前に定めた株式については、この限りではない。
- (5) 受託機関は、企業の適時適切な情報開示は、コーポレートガバナンスにおいて特に重要であることを鑑み、株主への必要かつ十分な情報開示を求めるものとする。
- (6) 受託機関は、議決権行使にあたり、例えば株式投資収益率が劣位にある企業、反社会的行為を行った企業や情報開示が十分でない企業等、企業価値向上に問題があると認める企業については、特に議案を精査し、当該企業の状況及びエンゲージメントの内容等を踏まえた確に判断するものとする。
- (7) 受託機関は、議決権行使判断の基準を定め、公表するとともに、議決権行使の体制を構築し、意思決定の手続きを定めるものとする。議決権行使助言会社を利用する場合は、その利用状況を公表するものとする。
- (8) 受託機関は、(7)に定める事項等を連合会に提出するものとし、当該事項等が本ガイドラインに抵触する場合、連合会と協議するものとする。受託機関が当該事項等を変更する場合も同様とする。
- (9) 受託機関は、議決権行使日が属する月の翌々月の末日までに議決権の行使状況を連合会に報告するとともに、行使結果を公表するものとする。その際、重要性等に応じて、個別の企業及び議案ごとの行使結果並びに行使判断理由を公表するものとする。
- (10) 受託機関は、議決権行使において生じる可能性がある利益相反について、管理方針を定め、その回避策を講じるものとする。

II. 判断基準の考え方

受託機関は、議決権行使にあたり、その判断基準をおおむね次のとおりとする。

1. 取締役の選任

(1) 取締役会の機能

「企業経営の監督機関としての取締役会」は、株主の立場から経営執行を監督すべきであり、独立に適切かつ迅速に意思決定ができるメンバーから構成されるべきである。なお、企業経営の執行機能と監督機能の分離を前提とした会社法上のガバナンス制度は、コーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

(2) 取締役会の規模

「企業経営の監督機関としての取締役会」は、適切かつ迅速な意思決定ができる規模である必要がある。

(3) 取締役会の構成員

「企業経営の監督機関としての取締役会」の構成員は、経営執行を監督する機能を適切に果たすとともに、経営課題について企業経営から独立して適切かつ迅速に意思決定できる人材であることが求められる。なお、独立社外取締役の一定割合以上の選任は、企業経営からの独立性を担保しやすいことからコーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

2. 監査役の選任

監査役(会)は、「企業経営の監督機関としての取締役会」と同等の機能を有する必要がある。

監査役は、企業経営から独立して経営執行を監査する機能を適切にできる人材であることが求められ、社外監査役は、企業経営からの独立性を担保しやすいことからコーポレートガバナンスの観点からは望ましいものと推定する。

3. 役員報酬等

役員報酬等は、企業業績及び収益性等と役員に対するインセンティブについて整合性が保たれ、適切にバランスがとれることが必要であり、総じて取締役会及び監査役(会)の監督機能及び株主利益を損なうものであってはならない。

4. 資本政策、定款変更等

企業は、重要な資本戦略や経営戦略を実行し、または事業内容の変更を行う場合、適切な経営計画に基づくこととし、株主利益を損なうものであってはならない。

5. 株主提案議案

株主提案議案については、長期的な株主利益の増大やコーポレートガバナンスの向上に寄与するか否かの観点から判断するものとし、一部特定の株主のみの利益に資するものである場合は、反対する。

III. その他

(1) 受託機関は、必要に応じて、議決権行使以外のコーポレートガバナンスの手法について検討するものとし、その取扱いについて連合会と協議していくものとする。

(2) 議決権行使に際して、受託機関が利益相反に適切に対応できないと連合会が判断した場合、連合

会は運用委託契約を解除することがある。

以上

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。